

はやぶさ

Hayabusa



2026.5 相模原法人会広報誌 No.261

ハイライト

令和8年度 税制改正に関する提言の実現事項
令和8年度 事業計画案及び予算案承認



はやぶさ 2026年
5月号 No.261
INDEX

会活……………2

法人会を支えるひと……………3

有限会社久保田写真館
代表取締役 久保田 憲藏さん

ハイライト……………4

令和8年度税制改正に関する提言の実現事項
令和8年度事業計画案及び予算案承認

活動フラッシュ……………12

2026年2月～4月

税務署からのお知らせ……………14

令和8年度国税職員採用募集
納税証明書の請求・受取の受付について

はやぶさ太郎の見てある記……………16

有限会社東郊住宅社

相模原法人会からのお知らせ……………18

企業の税務コンプライアンス向上のために
新会員紹介 令和8年2月～3月

読者プレゼント……………19

提供:有限会社久保田写真館
シニアフォト撮影無料券5名様

【表紙】相模原の風景

『北公園のバラ』

公園には季節ごとにはいろいろな花が咲いていますが、特にバラはアジサイと共に親しまれています。春から秋に咲き85品種、1900株をボランティアが管理し、色々な花を順番に開花させています。花の香りを楽しむ夫婦や、家族で終日賑わっています。

撮影地／緑区北公園 撮影／松田廣司

会 活

法人会の活動予定

事業のお問い合わせは

相模原法人会事務局
(TEL.042-755-3027)まで

5 月



4日(月)		相模の大凧まつり	【新戸スポーツ広場】
5日(火)			
14日(木)		生活習慣病検診	【相模原市産業会館】
15日(金)		親睦旅行	【マンマミーア鑑賞 横浜中華街】
21日(木)		新設法人説明会	【相模原法人会館】
22日(金)		決算法人説明会	【相模原法人会館】
23日(土)		生活習慣病検診	【相模原市産業会館】
24日(日)		親睦旅行	【JAL整備工場・ローズホテル】
26日(火)		生活習慣病検診	【相模原市産業会館】
		決算法人説明会	【国民生活センター】
27日(水)		決算法人説明会	【相模湖交流センター】
28日(木)		法律相談★	【相模原法人会館】
29日(金)		生活習慣病検診	【相模原市産業会館】

6 月



9日(火)		税務相談	【相模原法人会館】
		決算法人説明会	【相模原法人会館】
10日(水)		研修会「免疫力を高める健康と食～元気に仕事するために～」★	【相模原法人会館】
11日(木)		税務研修会「令和8年度税制改正のあらまし」★	【相模原法人会館】
18日(木)		第14回通常総会	【相模原市産業会館】
23日(火)		県連通常総会・功労者表彰式	【横浜ベイホテル東急】
30日(火)		研修旅行	【東京スカイツリー・神田明神】

★印 ご案内・お申込書が同封されています。

※最新情報はHPをご確認下さい。

久保田憲藏さん

KENZO KUBOTA

法人会を支える
ひと

創業50年、写真は未来の宝もの

緑区下九沢に店舗を構え、創業50周年を迎えた久保田写真館。創業者であり社長を務める久保田憲藏さんは、80歳となった今もシャッターを切り続け、確かな技術と温かいサービスで地域の人々に親しまれています。これまでの歩みについてお話を伺いました。

30歳で会社を辞め、腕一本で独立

自動車工場に勤めていた久保田さんが、写真家として腕一本で独立しようと決意したのは30歳のときでした。「昔からカメラに凝っていました。コンテストでよく入賞していたので、やってみようと思って」と当時の心境を振り返ります。竣工式や入社式などの企業の記録写真、飲食店のメニュー用の料理写真など、地元企業からの依頼を受け、がむしゃらに働く日々。そうした中で人柄を見込まれ、物件を紹介されたことがきっかけとなり、現在の久保田写真館が誕生しました。

同館のキャッチフレーズは「写真は未来の宝もの」。「昔の写真を見ると、『あのとき、こんなことがあったな』と記憶が呼び覚まされます。それがいいですね」と久保田さん。創業当時に掲げたこの言葉を、今も大切にしています。

写真を「撮る時間」も宝もの

昭和から平成にかけては、セスナ機に乗って上空から学校の創立記念写真を撮影したり、1日に100人もの新成人の笑顔をポートレートに収めたりと、繁忙を極める日々を送りました。法人会では「法人会だより」の表紙や記録写真などを担当し、長年にわたり貢献してきました。

現在は、ひと組ごとの貸し切りで行うスタジオ撮影が人気で、七五三や成人式などの記念写真、大

人数での家族写真の依頼が多いそうです。「撮られている時間が楽しかった、家族の良い思い出になりました」とお喜びの声をいただき、今もシャッターを切り続けています。

法人会の記念行事や会員大会の撮影に携わる

法人会創立50周年記念事業の講演会が相模原市民会館で開催された際の撮影や、直近では会員大会における山田邦子氏の講演の撮影も担当しています。中でも、戦場カメラマン渡部陽一氏の講演時の撮影は、同じカメラマンとしてのつながりもあり、特に印象深く、楽しい仕事だったそうです。

また、女性部会が主催する「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式の写真撮影や、広報委員会の一員としての活動にも携わっています。

フィルムからデジタルへ、ストロボからLED照明へ。時代の変遷とともに撮影技術が進化する中で、たゆまぬ努力を重ねてきました。フェイク画像への対策など、新たな学びにも終わりはありません。80歳を迎えた今もなお、現場に立ち続け、シャッターを切り続けています。



令和8年度 税制改正法案可決 法人会の改正要望実現へ

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税(仮称)の創設等が行われました。(令和8年度税制改正大綱より)

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

I 法人税関係

1 大胆な設備投資促進税制の創設など

① 特定生産性向上設備等投資促進税制

国内における高付加価値型の設備投資を促進する観点から、特定生産性向上設備等投資促進税制が創設されます。

② 物価上昇に伴う取得価額要件の見直し

中小企業投資促進税制の工具、中小企業経営強化税制の工具及び器具備品、中小企業防災・減災投資促進税制の器具備品の取得価額要件がそれぞれ40万円以上(現行:30万円以上)に引き上げられます。

適用時期 ①の改正については、産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に設備投資計画の確認を受け、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。②の改正については、令和8年4月1日以後に取得等をする対象設備について適用されます。

対象業種	原則全ての業種
対象資産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産等に必要設備等 機械装置(1台又は1基の取得価額が160万円以上)、工具及び器具備品(それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上など)、建物(一の取得価額が1,000万円以上)、建物附属設備及び構築物(それぞれ一の取得価額が120万円以上など)、ソフトウェア(一の取得価額が70万円以上) ○ 投資下限額 35億円以上(中小企業者等は5億円以上) ○ ROI(投資利益率)15%以上
措置内容	即時償却又は税額控除7%(建物、建物附属設備及び構築物は4%) ただし、控除上限は法人税額の20%。控除限度超過額は3年間の繰越が可能。
その他	投資計画期間中に、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制、中小企業経営強化税制(繰越税額控除を除く)は適用できない。

2 賃上げ促進税制の見直し

最近の賃上げ状況のほか、中小企業の人手不足感が大企業よりも強い状況等を踏まえ、賃上げ促進税制が見直されます。

改正案では、大企業向けの措置は適用期限(令和9年3月31日)を待たず、令和8年3月31日をもって廃止されます。また、中堅企業(常時使用する従業員の数が2,000人以下)向けの措置は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、右表の見直しを行った上で、適用期限(令和9年3月31日)をもって廃止されます。

また、中小企業向けの措置については、令和8年度は現行制度を維持し、期限到来時(令和9年3月31日)に適用状況を踏まえ、必要な見直しが検討されます。

なお、いずれの措置も、教育訓練費に係る税額控除の上乗せ措置(大企業・中堅企業+5%、中小企業+10%)が令和8年3月31日をもって廃止されますが、子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置(+5%)については維持されます。

適用時期 大企業向けの措置は令和8年3月31日まで、中堅企業向け・中小企業向けの措置は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

	継続雇用者の給与等支給額(前年度比)	税額控除率
現行	+3%	10%
	+4%	25%
改正案	+4%	10%
	+5%	15%
	+6%	25%

3 研究開発税制の見直し

研究開発税制について、企業が試験研究費の額を増加させるインセンティブを強化するため、次の見直しが行われます。

① 一般の試験研究費の額に係る税額控除制度

- イ 税額控除率が見直されます(令和9年4月1日以降)。
- ロ 控除率カーブに係る時限措置について、上記イの税額控除率の見直しにあわせて見直された上、令和11年3月31日まで延長されます。
- ハ 控除上限に係る時限措置について、増減試験研究費割合に応じて控除上限を引き上げ又は引き下げる措置が見直された上(令和9年4月1日以降)、令和11年3月31日まで延長されます。

② 中小企業技術基盤強化税制

- イ 繰越控除制度(3年間)が創設されます。
- ロ 控除率カーブ・控除上限に係る時限措置について、令和11年3月31日まで延長されます。

③ 戦略技術領域型

- イ 戦略技術領域(AI・量子・バイオ等)の認定開発に係る試験研究費について40%(そのうち認定研究開発機関との共同・委託研究は50%)の控除率が設定されます。
- ロ 繰越控除制度(3年間)が導入されます。
- ※ 控除上限は、既存の措置と別枠で法人税額の10%。
- ※ 産業技術強化法の改正法の施行日以降の認定計画にかかる試験研究が対象。

④ オープンイノベーション型

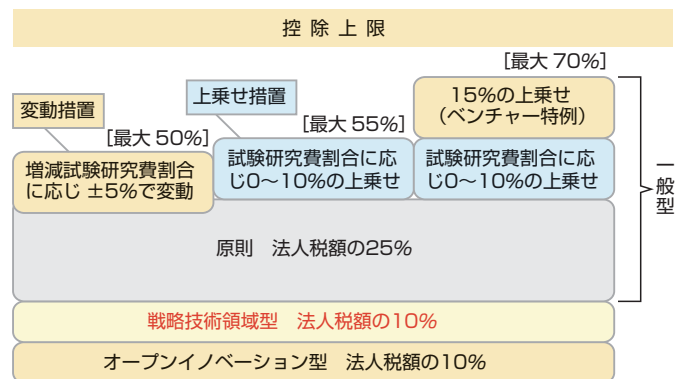
新規高度研究業務従事者に対して人件費を支出して行う試験研究について、新規高度研究業務従事者の範囲に、博士の学位の授与から5年未満の者で、その採用から5年間未満の者を追加する等の見直しが行われます。

⑤ 控除対象となる試験研究費の額

国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外への委託研究に係る試験研究費の額について、臨床試験の委託に係る試験研究費の額以外の試験研究費の額の50%を控除対象となる試験研究費の額とする見直しが行われます。

- ※ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度は70%、同年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度は60%。

適用時期 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。ただし、①は適用期限の延長を除き、令和9年4月1日以後開始する事業年度から、③は産業技術強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に認定を受けたものから適用されます。



※ 中小法人の場合の控除上限は、上記の上乗せ措置と増減試験研究費割合が12%超の場合に10%上乗せできる措置とのうち高い措置を適用。

4 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の見直し

法人会の提言

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

実現された改正内容

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例は、取得価額が30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)を取得した場合、合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度です。

改正案では、①対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げ、②対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外した上で、適用期限が3年間延長されます。

適用時期 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に少額減価償却資産の取得等をして、事業の用に供した場合に適用されます。

5 地方拠点強化税制の見直し

法人会の提言

地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。

実現された改正内容

地方拠点強化税制(オフィス減税)について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。なお、地方拠点強化税制(雇用促進税制)については、適用期限(令和8年3月31日)の到来をもって廃止されます。

改正案では、一の特設業務施設を構成する建物及び構築物の取得価額の合計額が10億円以上であることなど(中小企業者は特定雇用者の増加数が20人以上であることなど)一定の要件を満たす場合、拡充型の特別償却率が20%(現行:15%)、税額控除率が5%(現行:4%)に、移転型の税額控除率が8%(現行:7%)に引き上げられます(移転型の特別償却率は25%で変更なし)。

また、対象となる資産に、事業の用に供されたことのある建物等及び構築物が加えられ、拡充型の特別償却率は10%、税額控除率は2%、移転型の特別償却率は15%、税額控除率は4%とされます。このほか、中小企業者以外の法人の取得価額要件が4,500万円以上(現行:3,500万円以上)に引き上げられます。

適用時期 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に特定業務設備計画の認定を受けた法人が、その認定日の翌日から3年以内に、地方において事務所等の特定業務施設を整備した場合について適用されます。

6 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・延長等

法人会の提言

「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

実現された改正内容

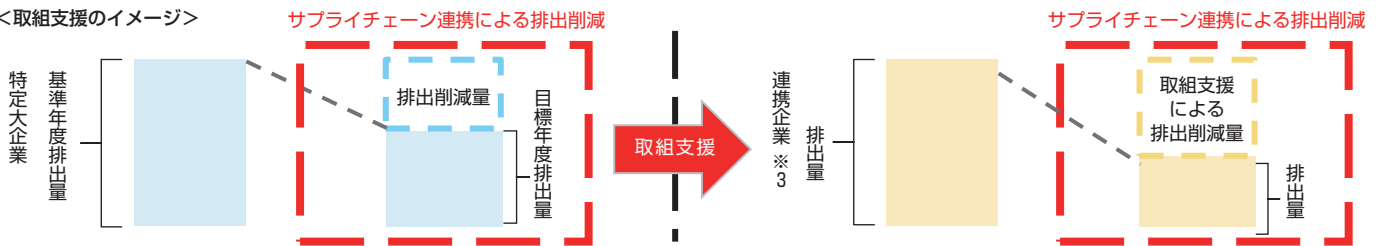
- ・産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除(中小企業者等の場合は最大10%)又は30%の特別償却の措置^{*1}が講じられます。
- ・炭素生産性の向上率を以下のとおり見直されます。特定大企業^{*2}がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおりとなります。

<炭素生産性の相当程度の向上と措置内容>

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置(令和8・9年度)
中小企業者等	17%	税額控除14%又は特別償却50%	22%	税額控除10%又は特別償却30%
	10%	税額控除10%又は特別償却50%	17%	税額控除5%又は特別償却30%
中小企業者等以外の事業者 ^{*1} 連携企業へ取組支援をした場合	20%	税額控除10%又は特別償却50%	25% ^{*2} 20%	税額控除8%又は特別償却30%
	15%	税額控除5%又は特別償却50%	20% ^{*3} 15%	税額控除3%又は特別償却30%

^{*1} 措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

<取組支援のイメージ>



- ・取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となる必要がある。
- ・一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。

^{*2} サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。

^{*3} 連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。

適用期限 2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで。

II 所得税関係

1 物価上昇局面における対応

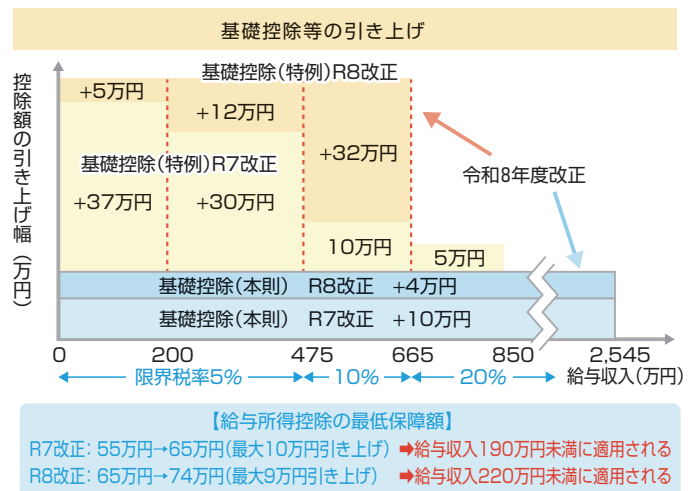
足元の物価高への対応として物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されるとともに、中低所得者に配慮して令和7年度税制改正で創設された基礎控除の特例による加算額を引き上げるなどして所得税の課税最低限が給与収入で178万円とされます。

① 所得税の基礎控除の引き上げ

基礎控除の本則部分(現行:最高58万円)を直近2年間の消費者物価指数(総合)の上昇率を乗じて2年ごとに見直すこととし、令和8年から合計所得金額が2,350万円以下(給与収入で2,545万円以下)の者が4万円引き上げられます。また、基礎控除の特例による加算額が給与収入で665万円以下の者を対象に引き上げられます(右図参照)。

② 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

給与所得控除の最低保障額(現行:65万円)も基礎控除の本則部分の物価上昇に連動した引き上げと同様の仕組みで見直し、令和8年分から4万円引き上げられます。また、最低保障額の特例が創設され、最低保障額がさらに5万円引き上げられます。個人住民税も同様に、最低保障額(現行:65万円)が本則部分、特例分の合計で9万円引き上げられます。



③ ひとり親控除の拡充

ひとり親控除の控除額が38万円(現行:35万円)に引き上げられます。個人住民税についても控除額が33万円(現行:30万円)に引き上げられます。

④ その他の所要の措置

- イ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下(現行:58万円以下)に引き上げられます。
- ロ 勤労学生の合計所得金額要件が89万円以下(現行:85万円以下)に引き上げられます。

※ イ・ロとも、個人住民税で同様の措置が講じられます。

適用時期 ①、②、④の改正については、令和8年分以後の所得税(令和9年度分以後の個人住民税)について適用されます。なお、令和8年分所得への適用は源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、年末調整から対応することとなります。③の改正については、令和9年分以後の所得税(令和10年度分以後の個人住民税)について適用されます。

2 マイカー通勤に係る通勤手当や従業員への食事の支給に係る非課税限度額の引き上げ

マイカー等で通勤をする者が受ける通勤手当について、通勤距離が片道65キロ以上の者の非課税限度額が下表のとおり見直されます。加えて、マイカー等通勤者が通勤に際して一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担している場合、1か月当たりの駐車場等の料金相当額(最大5,000円)を加算した金額が通勤手当の非課税限度額とされます。

また、使用者から食事の支給により受ける経済的利益について、所得税が非課税とされる食事の支給に係る使用者の負担額の上限が月額7,500円(現行:月額3,500円)に引き上げられます。

	通勤距離の区分	非課税限度額
現行	片道55km以上	38,700円
改正案	片道55km以上 65km未満	38,700円
	片道65km以上 75km未満	45,700円
	片道75km以上 85km未満	52,700円
	片道85km以上 95km未満	59,600円
	片道95km以上	66,400円

適用時期 令和8年4月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

3 NISAのつみたて投資枠の対象者の拡充

現行、18歳以上が対象のNISAのつみたて投資枠の対象年齢が0～17歳まで拡充されます。年間投資枠は18歳以上の最大120万円の半分の最大60万円とし、非課税保有限度額は600万円とされます。用途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面を提出するなど一定の要件のもと、12歳以降に払出しができることとされます。

適用時期 令和9年1月1日以後に開設したNISA口座から適用できます。

4 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除は右表のように見直された上で、適用期限が令和12年入居分まで5年間延長されます。

【住宅ローン控除の見直し】(赤字部分が改正案)

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	A	B	C*1	A	B	C	D
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円		2,000万円	2,000万円
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円		3,000万円	
控除期間	13年			13年			10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上						
	合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上*2			同左			
立地要件	令和10年以降入居分から土砂災害などの災害レッドゾーンの新築(建替え除く)は適用対象外(既存住宅等は適用対象)						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						
その他	A: 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅 B: ZEH水準省エネ住宅 C: 省エネ基準適合住宅 D: その他の住宅 *1 新築住宅は、令和10年以降入居分から、適用対象外 *2 子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用						

適用時期 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

5 防衛特別所得税(仮称)の創設

復興特別所得税の税率(2.1%)を1%引き下げ、代わりに防衛力強化に係る財源確保のため、所得税額に対して税率1%の新たな付加税を課す防衛特別所得税(仮称)が創設されます。

適用時期 令和9年分以後の所得税等について適用されます。なお、復興特別所得税については、課税期間が10年間延長されます。

III 資産税関係

1 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限

法人会の提言

特例承継計画の提出期限(令和8年3月末日)と特例制度の適用期限(令和9年12月末日)が近付いていることから、期限の延長を求める。

実現された改正内容

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例制度について、適用期限の到来を見据え、早期に事業承継に取り組むことを促す観点から、特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日(現行:令和8年3月31日)まで1年6か月間延長されます。なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(個人版事業承継税制)についても、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで2年6か月間延長されます。

適用時期 特例承継計画の提出期限が令和9年9月30日まで、個人事業承継計画の提出期限が令和10年9月30日まで延長されます。

2 相続税等の財産評価の適正化

貸付用不動産の市場価格と財産評価基本通達に基づく評価額との乖離を利用して相続税・贈与税を大幅に圧縮している事例が把握されています。これを受けて、相続開始・贈与前5年以内に有償で取得又は新築した一定の貸付用不動産について、現行の路線価等による評価に代えて、課税時期における通常の取引価額に相当する金額により評価することとされます。

課税時期における通常の取引価額に相当する金額は、課税上の弊害がない限り、取得価額をもとに地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額により評価できることとされます。

また、不動産小口化商品についても、その取得の時期にかかわらず現行の路線価等による評価に代えて、課税時期における通常の取引価額に相当する金額により評価することとされます。

適用時期 令和9年1月1日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用されます。相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価については、本改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の5年前から所有しているものに限る)に新築した家屋(同日に建築中のものも含む)には適用されません。

3 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の廃止

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(受贈者ごとに1,500万円)については、適用期限(令和8年3月31日)をもって廃止されます。

適用時期 令和8年3月31日で廃止されます。ただし、同日までに拋出された金銭等については、引き続き適用されます。

IV 消費税関係

1 適格請求書等保存方式に係る経過措置の見直し

法人会の提言

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで(令和8年10月1日から3年間は50%控除可能)となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

実現された改正内容

① 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

イ 控除可能割合が各期間区分に応じ次の割合とされます。

	期間区分	控除可能割合
現行	R5.10.1 ~ R8.9.30	80%
	R8.10.1 ~ R11.9.30	50%
改正案	R8.10.1 ~ R10.9.30	70%
	R10.10.1 ~ R12.9.30	50%
	R12.10.1 ~ R13.9.30	30%

□ 一の免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額が1億円(現行:10億円)に引き下げられます。

② インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(2割特例)の見直し

免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置(2割特例)について、免税事業者からインボイス発行事業者となった個人事業者は、従来の2割特例の対象となっている個人事業者も含め、令和9年及び令和10年に含まれる課税期間(免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことで事業者免税点制度の適用を受けられない課税期間に限る)について、納税額を売上税額の3割とすることができるように見直されます(法人への適用はありません)。

なお、インボイス発行事業者が、上記の3割特例を適用する場合には、確定申告書にその旨を付記しなければなりません。

適用時期 ①の改正については、令和8年10月1日から令和13年9月30日までの間に開始する課税期間に適用されます。②の改正については、令和9年及び令和10年に含まれる課税期間について適用されます。

V その他

1 固定資産税の免税点の見直し

法人会の提言

固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

実現された改正内容

物価上昇が継続していることを踏まえ、固定資産税について、家屋に係る免税点が30万円(現行:20万円)に、償却資産に係る免税点が180万円(現行:150万円)に引き上げられます。

適用時期 令和9年度以後の年度分の固定資産税に適用されます。

2 ふるさと納税の健全な運営に向けた見直し

法人会の提言

ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

実現された改正内容

ふるさと納税について、高所得者の特例控除額が所得に応じて上限なく増える仕組みを改め、定額上限193万円(給与収入1億円相当で到達)が設けられます。

適用時期 令和9年寄附分から適用されます。

3 セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充

法人会の提言

薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

実現された改正内容

① 適用期限について、スイッチOTC医薬品は恒久化され、それ以外の医薬品は5年延長されます。

② 対象となる医薬品について、次のとおり見直しが行われました。

【追加】消化器官用薬、生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬、OTC検査薬、薬局製造販売医薬品

【除外】痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品

セルフメディケーションとは

対象となる医薬品の購入合計額が年間1万2千円を超える場合、その超える部分の金額を、その年分の総所得金額等から控除することができる税制です(上限8万8千円)。

【適用期限と対象範囲】

※下線部が変更箇所(令和9年以降の所得から適用)

恒久化	スイッチOTC医薬品 ※強心剤、ビタミン剤、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬は除外
5年間	非スイッチOTC医薬品の内、以下の効能又は効果をもつもの ・外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬(生薬のみからなるものを含む)、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬、消化器官用薬 ※痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品は除外
	OTC検査薬(新型コロナ検査薬、新型コロナ・インフルエンザ検査薬、排卵日予測検査薬)
	薬局製造販売医薬品(税制対象の医薬品と同じ成分を有効成分として含有するもの)

令和8年度

事業計画案及び予算案承認

令和8年3月27日の理事会において、当会の令和8年度事業計画案及び予算案について審議し、満場一致で承認されました。

令和8年度においては、法令及び定款を遵守した活動及び法人会の基本方針に則った運営を基本方針とし、公益社団法人としての運営、会員の質的向上、組織の維持・強化、税務行政への協力等を重点事項としています。

また、予算に関しましては、経常費用のうち、公益目的事業費を67.03%の比率としています。

以下、令和8年度事業計画抄及び予算抄を掲載します。なお、詳細につきましてはホームページで情報公開しておりますのでご確認ください。



相模原法人会
ホームページ

令和8年度事業計画(抄)

I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らガバナンスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単位会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

なお、事務局業務の効率化に資するため、デジタル化をはじめとしたDXの推進に向けた検討を進める。

II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営
2. 定款に定めた目的達成のための事業活動
 - (1) 公益目的事業の実施
 - (2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施
3. 会員の質的向上
4. 組織の維持・強化
5. 税務行政への協力
6. 税務行政協力団体との協調

III 主要事業計画

◆公益目的事業

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 税務相談
- (4) 税務研修会
- (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
- (6) Webサイトによる税情報の発信

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 租税教室の実施
- (2) 租税教育用「税金体操」の推進
- (3) 地域イベント参加による税金クイズ等
- (4) 税に関する絵はがきコンクール

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (5) 全国青年の集い
- (6) 全国女性フォーラム

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 労務相談
- (2) 法律相談
- (3) 経営研修会
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー
(セミナーオンデマンド運営管理)

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム
- (2) 健康セミナー
- (3) 女性部会絵手紙作成並びに送付及びタオル収集並びに寄贈
- (4) 女性部会使用済み切手収集及び寄贈
- (5) チャリティイベント
- (6) 地域イベントへ参加
- (7) 地域美化運動
- (8) 中学生職場体験支援事業
- (9) 防犯カメラ設置促進事業
- (10) その他会員及び一般に有益な事業

令和8年度予算 正味財産増減計算書(抄)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業	収益事業	会員交流事業	法人会計	合 計
I. 一般正味財産増減の部					
i. 経常増減の部					
(i) 経常収益					
1. 特定資産運用益	0	5,070,120	0	3,000	5,073,120
2. 受取会費	17,052,000	0	10,572,000	4,536,000	32,160,000
3. 事業収益	802,500	1,000,000	0	0	1,802,500
4. 受取補助金	23,207,800	0	760,000	1,050,000	25,017,800
5. 受取負担金	170,000	0	0	400,000	570,000
(1) 総会等負担金	0	0	0	400,000	400,000
(2) 寄付等負担金	170,000	0	0	0	170,000
6. 雑収益	1,190,000	240,000	0	95,000	1,525,000
(1) 受取利息	0	0	0	70,000	70,000
(2) 広告料収益	850,000	0	0	0	850,000
(3) 雑収益	340,000	240,000	0	25,000	605,000
経常収益計	42,422,300	6,310,120	11,332,000	6,084,000	66,148,420
(ii) 経常費用					
1. 事業費	50,954,546	3,915,400	11,403,540		66,273,486
2. 管理費				9,746,386	9,746,386
当期経常増減額	△ 8,532,246	2,394,720	△ 71,540	△ 3,662,386	△ 9,871,452
ii. 経常外増減の部					
(i) 経常外収益	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(ii) 経常外費用	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	909,455	△ 1,485,265	△ 1,677,040	2,252,850	0
税引前当期一般正味財産増減額					△ 9,871,452
法人税、住民税及び事業税	0	300,000	0	0	300,000
当期一般正味財産増減額					△ 10,171,452
一般正味財産期首残高					237,321,754
一般正味財産期末残高					227,150,302

◆その他の事業

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 施設見学会
- (7) 他団体との交流会

7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 福利厚生制度普及推進
 - ① 経営者大型保障制度の普及推進
 - ② 経営保全プランの普及推進
 - ③ がん保険制度の普及推進

- (2) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (3) 成人病検診
- (4) 葬儀等サービス
- (5) 貸倒保障制度普及促進
- (6) 施設利用等優待サービス
- (7) 貸会議室の利用推進

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実を図るための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

活動フラッシュ

2026/2月～4月



2/26(木)

大野中支部・相模台支部

大野中支部・相模台支部合同事業 一般教養講座

テーマ/「小規模事業だからこそその
AI活用実証セミナー」
講師/株式会社MionGate 代表取締役
竹本アイラム
場所/相模原法人会館



3/14(土)

上清支部

駅の花植え替え

内容/駅の花植え替え
場所/JR相模線 原田駅・下溝駅



3/18(水)

橋本支部

税務研修会

テーマ/IOTな税金豆知識
講師/相模原税務署 担当官
場所/ノイユとがみ セミナールーム2



- 税に関する事業
- 企業の発展に資する事業
- 社会貢献事業
- 会員交流事業



3/26(木)
中央北支団

地域美化運動

内容／有志が集まりゴミ拾いを実施
場所／西門商店街



3/28(土)
3/29(日)
津久井支団

津久井湖さくらまつりへの参画

内容／法人会のPR活動
場所／県立津久井湖城山公園 水の苑地



4/4(土)
4/5(日)
専攻研修
委員会

相模原市民桜まつりへの参画

内容／一億円の重さ体験、租税教育形「紙芝居」、
税金体験によるパレードへの参加等



4/16(木)
女性部会

全国女性フォーラム埼玉大会

第一部／記念講演
テーマ：「笑顔のもとに笑顔が集まる」
講師：落語家 林家たい平氏
第二部／大会式典
場所／大宮ソニックシティ



第20回
法人会全国女性フォーラム
埼玉大会

2026年4月18日(木) 大宮ソニックシティ



国税職員採用募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~



税務職員
ふたば

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

人事院国家公務員
試験【採用NAVI】



採用関係
お役立ちリンク集



国税庁 YouTube
チャンネル(採用)



国税庁採用
Instagram



高校卒業程度の方

大学卒業後、
8年以上経過の方

各試験 区分	税務職員	国税庁経験者(国税調査官級) ※令和7年度の実施状況
受験資格	1 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和5年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	令和7年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和8年6月12日(金) ～6月24日(水)	令和7年7月28日(月) ～8月18日(月)
1次試験	令和8年9月6日(日)	令和7年10月5日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和8年10月14日(水) ～10月23日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和7年11月8日(土)、9日(日)、 15日(土)又は16日(日)で指定する1日
	人物試験、身体検査	人物試験
3次試験		令和7年12月上旬又は中旬で指定する1日
		総合評価面接試験
合格発表	令和8年11月17日(火)	令和7年12月24日(水)
採用案内パンフレット		

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、令和7年度の実施状況を記載しています。
令和8年度の試験概要については、令和8年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

税務署からのお知らせ

令和8年5月から税務署窓口での

納税証明書の請求・受取の受付は

9時～15時

までお願いいたします



自宅等
から

電子納税証明書(PDF)を請求できます。
自宅やオフィスから請求・受取ができますので
是非ご利用ください！

窓口
受取

- ✓ 事前にオンライン請求をお願いいたします。
- ✓ 窓口での請求は、原則、スマホでの手続きをご案内しています。
- ※ 利用者識別番号(16桁)と暗証番号をご確認の上、マイナンバーカードをご持参ください。
- ※ 来署予定日の執務時間開始から請求順に作成を行うため、発行までお時間をいただく場合がございますのでご了承ください。

オンライン申請



e-Tax(Web版)

【ご注意ください！】

法人税予定申告分の納付書等の送付について

前事業年度の確定分法人税額が20万円を超える場合、予定申告及び納税の義務が発生します。

従前、国税庁では、予定申告分の納税義務が生じる法人の皆様は納付書を事前送付していましたが、令和6年5月以降、前事業年度の法人税の確定申告書をe-Taxにより提出された法人、e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人及びダイレクト納付など「納付書を使用しない手段」により納付されている法人の皆様には、納付書の事前送付を取りやめております。

《納付書送付対象法人【予定（中間）】》

	予定申告分・中間申告分			
	電子申告義務化法人	電子申告義務化法人以外（前年実績）		
		納付書を使用しない 納付方法 ^(※1)	金融機関・税務署窓口での納付	
		電子申告	書面申告	
法人税	×	×	×	○
消費税 ^(※2)	×	○	○	○

(※1)納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

(※2)前課税期間の確定分消費税が48万円を超える場合に発生する消費税の中間申告については、中間申告書兼納付書を、e-Tax義務化法人の皆様を除き、対象者へ引き続き送付しています。これにより、**消費税の中間申告書兼納付書は届く一方で、法人税の予定申告分納付書は届かない場合がございますので、特に法人税予定申告分の納付忘れにご注意ください。**



国税庁HP
納付書の事前送付に
関するお知らせ

- 前事業年度の法人税確定申告をe-Taxを利用して行っている場合、予定申告の法定申告期限月の上旬に、予定申告及び納税に必要な情報が、e-Taxのメッセージボックスに格納されますのでご確認ください。

- メールアドレスを登録しておく、メッセージボックスに「法人税予定申告のお知らせ」等が格納された際、「税務署からのお知らせ」メールが届きますので、この機会に是非ご登録ください。



e-Tax HP
メールアドレス等の
登録について

- 国税の納付は便利なキャッシュレス納付をご利用ください。

- 納付書が必要な場合は、所轄の税務署にご連絡ください。



国税庁HP
国税の納付手続
(納期限・振替日・納付方法)



トーコー
チンタイ
TOKO
CHINTAI



東郊住宅社／木の温もりが優しい、和やかな雰囲気。

いけだ みね 池田 峰 さん 有限会社東郊住宅社代表取締役社長。アメリカの州立大学を卒業後、グラフィックデザイナーとして活躍。ニュージーランドにて広告代理店の代表を務めた後、2012年に家業である有限会社東郊住宅社に入社、2017年より代表取締役社長に就任。最近のマイブームは、妻と一緒にカフェ巡りをする事。



有限会社 東郊住宅社

食堂も家事代行もやる不動産会社
サービス+エンタメで笑顔をつくる

interview ●…太郎 ●…池田峰さん

JR淵野辺駅南口から徒歩5分にある東郊住宅社を訪ね、代表取締役社長の池田峰さんにお話を伺いました。

- こんにちは。広々として開放感のある不動産屋さんですね。
- 1976年に私の父が創業し、今年で創立50年です。淵野辺エリアを中心に約1800室のアパート・マンションの賃貸物件を管理しています。
- 50周年おめでとうございます!池田さんはやはり小さな頃から不動産業の道に進もうと決めていたんですか?
- いえいえ。元はグラフィックデザイナーで、ニュージーランドに住んで広告代理店の代表を務めていました。
- 全くの異業種から、なぜ東郊住宅社を継ぐ決意をされたのでしょうか。
- いろいろな理由がありましたが、父が40年にわたって関係性を築いたお客様、オーナー様を大事にしたいという気持ちが大きかったです。
- 関係性を引き継ぐ、素敵ですね。

- 父のモットーは「不動産業は究極のサービス業」で、ホスピタリティを非常に大事にしていました。「礼金ゼロ、敷金ゼロ、退室時修繕義務なし」が東郊住宅社の特徴なのですが、これも貸す方・借る方が公平であるべきという信念から生まれています。
- お客さん想いですね。池田さんも同じ考え方ですか?
- はい。私の場合、不動産業は究極の「サービス業+エンタメ業」であると考えています。
- エンターテインメント業ですか?
- お部屋が快適なのはもちろん、お客様の生活をもっと楽しみたいんです。そのための仕掛けのひとつが淵野辺駅北口にあるトーコーキッチンです。
- トーコーキッチンとは何でしょうか。
- 朝は100円、昼・夜は700円でおいしい健康的なごはんが食べられる食堂です。
- 朝食100円! 淵野辺エリアは大学

生の一人暮らしが多いので、喜ばれそうです。

- 私たちもそう思って、学生さんの食生活をサポートする目的で2015年にスタートしました。共働き家庭やシニア層にも好評で、今では毎日約150人が利用しています。
- 誰でも入店できるんですか?
- いいえ、当社管理物件の入居者様・オーナー様、管理関係者様向けのサービスなので、専用のカードキーがないと入れません。
- 残念、そうなんです…。
- でも最初の1回だけは特別に入店OK、カードキー所有者の同伴者は何度でも入店できるので、トライしてみてくださいね。
- それにしても、どうして不動産業なのに食堂を運営しているんですか?
- 私たちは「お客様の生活を楽しくしたい」と思っていますが、実際にお客様とお話できるのは入居・更新時な



トーコーキッチン／一人でも子連れでも利用しやすいカフェ風の内装。

この日の日替定食は「ポークチャップ」。毎日食べ
たくなる「濃すぎないけどプロの味」が絶妙。



朝食 100円という低価格ながら、栄養バ
ランスがしっかり考えられています。

どだけです。だけどトーコーキッチン
があることで、お客様との自然な接
点が生れます。これはすごく大きな
メリットなんです。

●なるほど。池田さんがトーコーキッ
チンに居ることもあるんですか？

- ほとんど毎日2~3回行って、「おい
しいですか」と聞いて回っています。
- そんなに!?
- お客様の暮らしに関する情報量は、
賃貸管理のクオリティに直結します
から。
- お客様とのコミュニケーションの場な
んですね。
- まだありますよ。入居者の方が5分
100円から頼める「ゴーヨーキー
ー」という家事代行サービスもス
タートしました。
- また100円! どんなサービスです
か?
- たとえば電球を交換したり、粗大ご
みを搬出したり、パソコンのお手伝
いをしたり、小さな困りごとがある
ときに当社のスタッフが駆け付けま
す。も

ちろん私も行きますよ。

- 本業も忙しいのに、大変ではないで
すか?
- 全然! 皆さん、「ありがとう」と言っ
てくださるのでうれしいです。
- 不動産業=サービス業+エンタメ
業って、こういうことなんですね。
- お部屋に上がってお手伝いをする
ことで、絆が深まり、サービス向上
にもつながり…いいこと尽くめです。
- 池田さん、すごく楽しそうです。仕事
上の悩みはないんですか?
- 部屋を借りたいお客様が多くて、賃
貸物件が不足していることでしょう
か。入居率が高いゆえの悩みです。
- 独自のアイデアと行動力による超
円満経営ですね。本日はありがとう
ございました!

有限会社 東郊住宅社

- 所在地 / 神奈川県相模原市
中央区共和1-3-43
- 電話 / 042-756-8282
- 営業時間 / 9:00~19:00
- 定休日 / 年中無休 (12/30-1/2を除く)



東郊住宅社HP

トーコー キッチン

- 所在地 / 神奈川県相模原市中央区
淵野辺3-6-5 デュオスタジオ
- 営業時間 / 8:00~20:00
- 定休日 / 年中無休 (12/30-1/2を除く)



トーコーキッチン
Instagram



企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検項目チェック表		Ⅱ 貸借関係 (資産科目)	
科目等	点検項目	○	×
管理費 小切手 受取手紙	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	13 現金、小切手による異議又は手違い(誤差)の発生は、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	14 現金(簿帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	15 当座振替の借方と貸借簿(当座振替記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○
貸付金 貸出金	16 貸付簿(貸付一覧表)と貸借表に対する残高残高は一致していますか。	○	○
	17 残高がマイナスになっている借入金については、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	18 貸出が滞っているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×
	19 入金集約(決算前、決算中)に留意があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○

○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)		点検担当者
項目番号	点検結果	代表者記入欄
18	確認したところ遅延があった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

相模原法人会のホームページよりダウンロードできます。

相模原法人会

検索

新会員紹介

令和8年2月~3月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
司法書士法人 相信	司法書士	林 聖之	相模原市中央区鹿沼台2-11-6-3階	共和
株式会社 ウインライフ相模原支店	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業)	小口 伸夫	相模原市南区古淵2-18-4	大野中
株式会社 滝沢電機	製造業	滝沢 尚弘	相模原市緑区牧野5839-1	津久井
エッキミュージックサロン	サービス業(生演奏、楽曲提供、音響、音楽&ダンススクール)	森田 江利子	相模原市中央区相模原2-3-16-A201	賛助会員
なえむら総合会計事務所	公認会計士、税理士	苗村 俊	相模原市南区上鶴間7-5-10Nハウス2階	賛助会員
金澤ゆい事務所	衆議院議員	金澤 ゆい	相模原市南区相模大野6-5-5サンシャイン恵和1階	賛助会員

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等に
ご利用になれます。土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に
反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
- ◎会員会社でのご利用……………会員料金
- ◎会員以外の方のご利用……………一般料金

※予約状況の確認はHPにてご覧いた
だける他、お申込みも可能です。
右のQRコードをご利用ください。



本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、
貴社の広告と一緒に封入することができます。
どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,100部
発 行 日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折まで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：33,000円(1回)A4版
38,500円(1回)A3版二つ折

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読者プレゼント

応募締切り 令和8年5月31日(日)

「法人会を支えるひと」でご紹介した久保田憲藏さんよりご提供

●撮影料+2Lサイズ(127mm×178mm)写真1枚がセットになった

「シニアフォト撮影無料券」 5名様にプレゼント!

※お電話にてご予約の上ご来店ください。

※ご来店時に本券をお持ちください。

※お写真は後日お渡しいたします。

※本券有効期限:令和8年7月31日(金)



提供元：有限会社久保田写真館

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢1926-11

TEL：042-762-0406

[営業時間] 9:00 ~ 18:00

[定休日] 毎週木曜日 / 第1、3水曜日・木曜日(連休)

今すぐハガキかFAXで!

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局まで
Faxまたはハガキでお申込みください。

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。

あなたのためのグランドフォト



久保田写真館でモデルのようにスタジオ撮影を楽しんでみませんか？
お気に入りの洋服やお着物での撮影や、レンタル衣装での
撮影も可能です。
大切なひとときを自然な表情で丁寧に撮りいたします。

- ①希望商品名:「シニアフォト撮影無料券」
- ②郵便番号 ③ご住所 ④法人名 ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など



ノジマスタテラ神奈川相模原2025/26シーズンホームゲーム特別招待引換券プレゼント

詳しくは相模原法人会へお問い合わせください TEL.042-755-3027

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、
タオル等のご寄付、広告の同封、
本誌に関するお問合せやご感想は
こちらまでお寄せください。

公益社団法人
相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>



Member recruitment

お待ちしております!

青年部会員募集



SS会 (ゴルフコンペ)



津久井湖湖上祭



健康経営研修会



青年の集い山梨大会

◎入会資格/相模原法人会正会員又は賛助会員の方で50歳以下の経営者、またはそれに準ずる方

新しい仲間たち



ふりがな
氏名

- ①会社名
- ②業種
- ③支部・地区
- ④座右の銘
- ⑤ひとことPR



ありやま じおん
有山 蒔恩

- ①株式会社Saltista橋本
- ②スポーツ業、人材紹介業、イベント業
- ③橋本支部
- ④今日が最も愚かであるが、今日が最も賢い
- ⑤相模原市内でJリーグを目指すサッカークラブの経営と、"次世代のまちづくり"とした大学生を中心とする人材紹介事業を行っています。



いくま つかさ
伊久間 司

- ①Next scaena株式会社
- ②建設業
- ③中央南支部
- ④微差は大差
- ⑤ネクストスクエナの伊久間です。地元相模原の皆様との繋がりを大切にしたいと思いい入会致しました。本業の屋根工事、内装工事はもちろん、お菓子作りや競馬の話でも盛り上げられたら嬉しいです。どうぞよろしくお願いたします!



くしま としひこ
九嶋 俊彦

- ①株式会社アジアトレーディング
- ②産業廃棄物収取運搬業及び解体工事業
- ③大野中支部
- ④雲外蒼天
- ⑤人のため社会のために最善の手探し行動する会社です。わからない事、多々ありますが何卒よろしくお願いたします。



たかはし ようすけ
高橋 洋介

- ①ZGOJAPAN株式会社
- ②海外コンサル、スポーツマーケティング
- ③新相麻支部
- ④勝負は準備で決まる
- ⑤インドで事業をしています。相模原の女子バスケットボールチーム「相模原WINDWINGS」の運営もしております。



はらだ ゆうへい
原田 裕平

- ①原田美装株式会社
- ②建築塗装・吹付・内装工事
- ③大野中支部
- ④和而不同
- ⑤気遣いを大切に、安心して任せていただける事を心がけています。住宅や店舗の塗装や内装につきまして、ご相談から施工まで誠実に対応します。



はやし じゅんこ
林田 純子

- ①麒麟金属株式会社
- ②スクラップ買取
- ③新相麻支部
- ④商売繁盛!
- ⑤環境を大切に、資源を大切に!

